

法7条の5による検査の特例物件（法6条の4の確認の特例物件） 検査時必要書類

特例物件：法7条の5による検査の特例物件（法6条の4の確認の特例物件）

- ・計画変更の申請中には、検査の申請はお受けできませんので、ご注意ください
- ・物件により、下記表以外の書類を提出・提示していただく場合があります
- ・※印は任意書式、それ以外の書式は指定書式があります（指定書式は弊社HPでダウンロード出来ます）

< 検査申請時提出書類 >

提出書類名	備考			チェック欄	
				中間	完了
検査申請書					
委任状	検査ごとにご提出ください（建築確認時に一括委任の場合は写しで可）				
都市緑地法の認定書(写)	都市緑地法43条1項の認定を受けた場合は提出してください			/	
構造耐力上主要な部分の軸組、仕口その他の接合部、鉄筋部分を写した写真 ＊1 中間検査がある場合は中間検査時に提出いただき、その場合完了検査時は不要です ＊2 性能評価等による提出写真との兼用は可能ですが、基準法用として一部をご提出ください	印刷したA4サイズの写真				*1
		①木造	②鉄骨造	③鉄筋コンクリート造	*1
	枚数	計3枚以上	各1枚以上	各1枚以上	*1
	基礎	① 基礎スラブの配筋	① 地中梁の配筋 ② アンカーボルトの設置状況	① 基礎スラブの配筋 ② 地中梁の配筋（圧接／重ね継手）	*1
	躯体	下記の内2枚以上 ① ホールダウン金物 ② 筋交い／面材 ③ 仕口部分	① 建て方時の全景 ② ボルトの締付	① 柱がある場合、柱頭四隅のフック付主筋 ② 壁式の場合、耐震壁上端のフック付主筋 ③ ①・②または屋根スラブの配筋	*1
配置・高さに関する報告書	下記のいずれかに該当する建築物の場合は提出してください。 ・延べ面積が500㎡を超える建築物 ・各天空率が適用されている建築物 ・高度地区内でクリアランス50mm未満の建築物 ・等時間日影の日影時間が規制時間に対してクリアランスが1分未満の建築物				
各特定行政庁の定める書類	各特定行政庁ごとに規則で定めたもの 例）構造図面（横浜市の軸組木造 全軸組緊結完了時）				
工事監理者の建築士免許(写)	直前の確認または中間検査申請以降に変更があった場合は提出してください				

< 建築確認後提出書類 >

提出書類名	備考
建築主等変更届	変更がある場合は提出してください
工事監理者届	選任されていない場合又は、変更がある場合（着工前に提出してください）
工事施工者届	同上

※書類不備の場合は検査合格証の発行が出来ない場合がありますので、ご注意ください

（2018.5.1. 更新）